
本日の開示に関する 補足説明資料

2023年11月7日

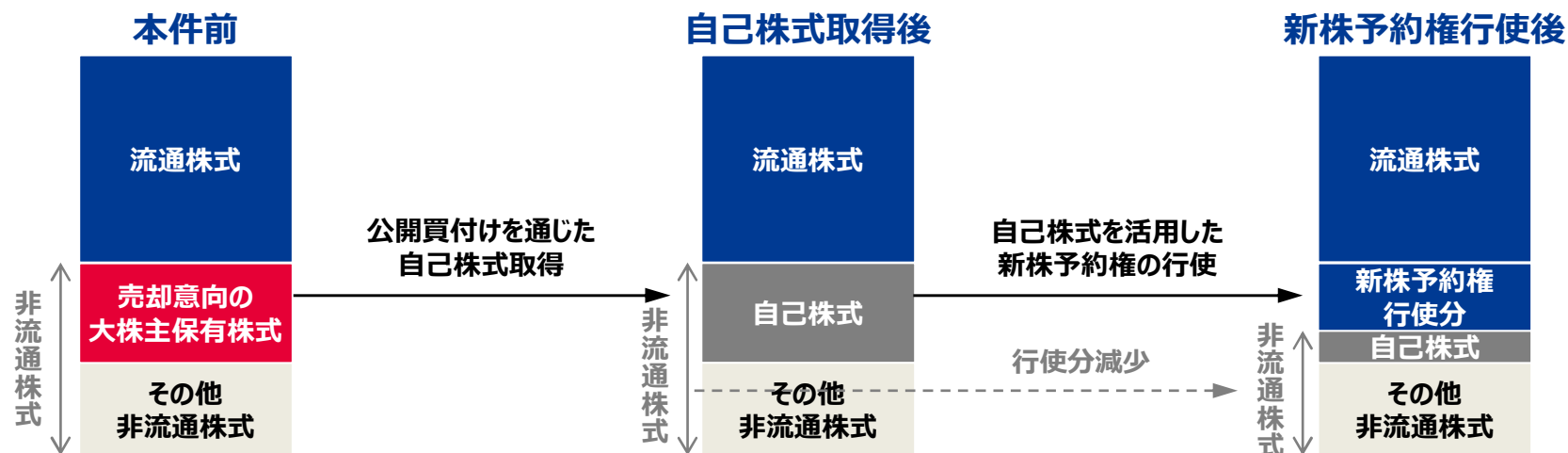


大末建設

自己株式取得と新株予約権の発行の同時公表について

自己株式取得と新株予約権の発行を同時に進めることで、当社株式の市場価格に与える影響に配慮しつつ、調達資金の活用による企業価値の向上及び流通株式時価総額の向上の両立を実現

■ 本件の概要



本件のポイント

株主の皆様
に
帰属する利益

- 公開買付けにおける買付予定数は、新株予約権の発行による潜在株式数と同数以上であるため、新株予約権が全て行使された場合でも、1株当たり当期純利益（EPS）は維持あるいは増大する仕組みとなっております
- 新株予約権による調達資金を当社の成長に資する戦略投資に活用することで企業価値の向上及び株式流動性の改善も目指していくことができるため、株主の皆様利益に資するものと判断しております

流通株式時価総額

- 公開買付けにより取得した自己株式を十分に処分することができた場合には、プライム市場の上場維持基準を充たす上で、流通株式時価総額の一層の向上が可能であると判断しております

市場価格への影響

- 当社が行使許可を通じて新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴を持っており、一時の大幅な株式価値の希薄化の発生を抑制できるため、公募増資等と比して市場価格への影響が小さいと考えられます

自己株式取得について

■ 自己株式を取得する背景

- 2022年7月以降、当社の第2位の株主である双日株式会社（以下、「双日」）より、取引先との中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等を目的とした保有する政策保有株式の見直しの一環として、当社普通株式の全てを売却する意向がある旨を確認。また、コーポレートガバナンスへの取組みが本格化する中、当社の事業法人及び金融機関株主に対して当社普通株式の売却意向の確認を行う中で、第4位の株主である株式会社三菱UFJ銀行（以下、「三菱UFJ銀行」）が、政策保有株式の見直しの一環として、当社普通株式の一部を売却する意向がある旨を確認
- 双日と三菱UFJ銀行が売却意向を有する当社普通株式（以下、「売却意向株式」）への対応方針を検討する中で、一度にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、売却意向株式を自己株式として取得し、新株予約権の行使に伴う自己株式処分を通じて、当該自己株式を株式市場に流通させる方法を採用することが望ましいと判断
 - 自己株式の取得にあたっては、手元資金を充当する予定

■ 自己株式公開買付けに係る事項の内容

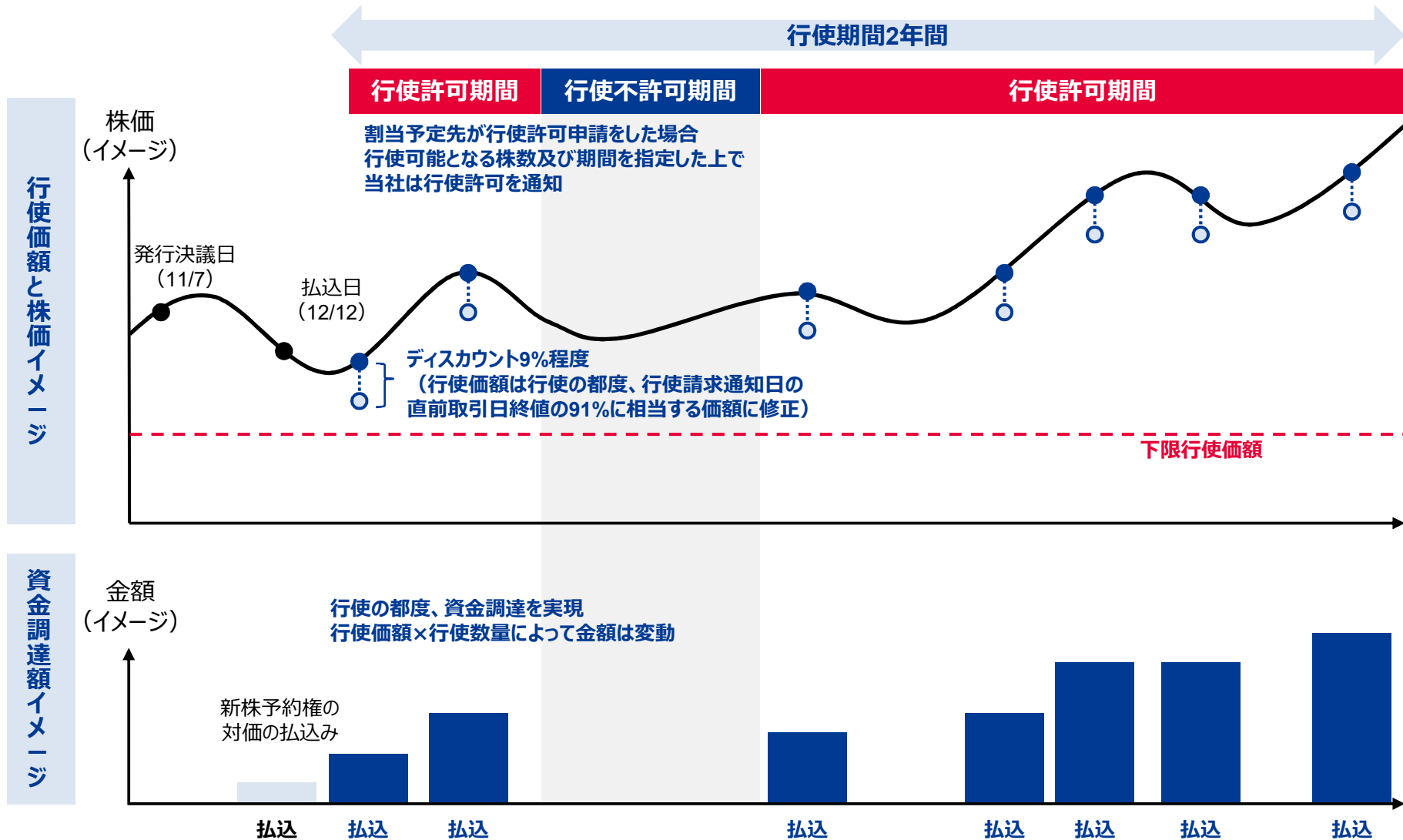
本件決議日	2023年11月7日
条件決定日	2023年11月10日
買付け等の期間	2023年11月13日（月曜日）から2023年12月11日（月曜日）まで（20営業日）
取得株券等の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	1,096,400株（上限）
取得価額の総額	1,329,933,200円（上限）
買付価格	2023年11月6日の終値（1,348円）から10%をディスカウントした金額である1,213円。ただし、公開買付価格の最終条件決定日（2023年11月10日）の前営業日の終値から10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には后者の金額

新株予約権について

■ 新株予約権の概要

発行方法		モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に対する第三者割当
発行概要	発行決議日	2023年11月7日
	条件決定日	2023年11月10日
	割当日	2023年12月12日
	行使可能期間	2023年12月13日から2025年12月12日まで
	調達予定金額	13億円 (当初行使価額による調達金額。行使価額修正条項により変動)
	発行新株予約権数	9,966個
	当該発行による潜在株式数	996,600株
	発行価格	新株予約権1個につき570円 (ただし、条件決定日において、本日付けで公表している有価証券届出書「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が570円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とする)
潜在希薄化率	約9.39% (2023年9月30日時点の発行済株式総数を基準に算出)	
行使価額	当初行使価額	条件決定日の直前取引日の終値又は下限行使価額のいずれか高い方の金額
	行使価額の修正	行使請求日毎に、前取引日の終値×91%に行使価額が自動的に修正
	上限行使価額	なし
	下限行使価額	自己株式取得の取得価額と同額 (ただし、発行決議日前日終値の50%である674円を下回らない)
その他	行使許可	割当先が行使許可申請をした場合、行使可能となる株数及び期間を指定した上で、当社は行使許可通知が可能 (行使許可期間の最長は60取引日)。当社は一度指示した行使許可をいつでも取り消すことが可能
	取得条項	当社の取締役会決議により発行価額でいつでも取得可能。行使期間満了時に残存がある場合、発行価額で取得

新株予約権のイメージ※



※ イメージであり、実際の当社株価の推移を予想若しくは保証するものではありません

新株予約権発行の目的と資金使途

■ 本件の目的と意義

- 新株予約権の発行と本件と同時に公表された自己株式取得（2023年11月7日付「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」をご参照。以下、「本自己株式取得」）及び将来の新株予約権の行使に伴う自己株式処分により、短期的には当社株式の需給及び市場価格に与える影響に配慮しつつ、中長期的には流通株式時価総額を向上させ、プライム市場の上場維持基準充足を目指します
- 当社が策定した長期ビジョンである2030年ビジョンで目標とする連結売上高1,000億円の実現のため、既存事業の技術力・収益力向上に向けたDXや周辺・新規事業分野などへの100億円規模の成長投資を計画しており、本件はその成長投資資金の確保となります
- 新株予約権の下限行使価額は本自己株式取得価額と同額に設定されるため、新株予約権の行使価額が自己株式取得価額を下回ることはなく、また調達した資金を下記資金使途に活用することで株主利益に資する仕組みとなっております

■ 資金使途：中期計画の成長投資へ充当

#	資金使途の概要	金額
1	既存事業強化・生産性向上のためのDX関連投資	700百万円
2	周辺・新分野の事業拡大のための資金	639百万円

※ 調達金額から発行諸費用を控除した差引手取概算額

事業戦略及び投資方針

既存事業を支える事業基盤を強化するとともに、周辺・新分野に進出を加速させるため、中期計画より前倒しで、25/3期までに計100億円を投資。今回の調達では、DX分野と不動産分野を強化

50億円

既存事業の技術力・収益力向上



- DXの推進（営業・施工・設計）
- 50～100億円以上の超高層、超大型案件への進出
- ZEB、ZEH、木造などのゼロエネ関連技術の開発、取得

今回の調達資金を充当



50億円

周辺事業・新分野への進出



投資時期を今期～25/3期へ前倒し

- 市況に左右されにくく、かつ優位性を築ける領域を狙って土木に再参入
- 土地持込営業等による施主提案への付加価値向上等を目指し、不動産事業に進出
- 再生可能エネルギーなど、SDGsへの貢献と共に成長領域の取り込みを狙う

M&Aで強化

今回の調達資金を充当

新株予約権のQ&A

質問	回答
1 新株予約権とは？	<ul style="list-style-type: none"> • 新株予約権とは、発行会社に対してそれを行行使することにより、当該発行会社の株式の交付を受けることができる権利です • 新株予約権の割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社が当該権利を行行使することで、当社は行使価額相当の金銭の払込を受け、モルガン・スタンレーMUFG証券に自己株式を交付します。これにより当社は資金調達及び資本増強を行います
2 今回の資金調達スキームを選んだ理由は？	<ul style="list-style-type: none"> • 本スキームは、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です • その他手法に関しましては、公募増資及び第三者割当増資であると即時希薄化、転換社債型新株予約権付社債（MSCB）であると構造上株価に対する直接的に大きな影響を与える可能性、社債及び借入による資金調達は財務健全性指標の低下につながる可能性がそれぞれ懸念されたため、今回は適当ではないと判断致しました • 以上の「本スキームの特徴」及び「他の資金調達方法との比較」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断しました
3 本資金調達スキームのメリットは？	<ul style="list-style-type: none"> • 本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します • 本新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の東証終値の91%に相当する金額に修正されるため、株価変動に応じて機動的な資金調達が可能となります。なお、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております • 本新株予約権の目的である当社普通株式数は996,600株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です • 行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます • 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されております

新株予約権のQ&A (続き)

質問	回答
4 本資金調達スキームのデメリットは何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> • 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております • 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります • 当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができません • 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります
5 希薄化の規模は？	<ul style="list-style-type: none"> • 本新株予約権の全てが行使された場合には、2023年9月30日の発行済株式数10,614,225株に対して9.39%の希薄化が生じます
6 株主に対するメリットは？	<ul style="list-style-type: none"> • プレスリリース及び本資料に記載の用途に充当することで企業価値が増大し、既存株主様全体の利益につながると考えています
7 株主に対するデメリットは？	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の資金調達により、2023年9月30日時点発行済株式総数に対し、最大9.39%程度の希薄化が生じます。一方、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって当初行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金用途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました

新株予約権のQ&A (続き)

質問	回答
8 今期業績に与える影響は？	<ul style="list-style-type: none"> 第三者割当による本新株予約権の発行による影響は、その効果が中長期的におよぶものであり、当期（2024年3月期）の業績に与える影響は軽微であります。なお今回の調達資金は、プレスリリースに記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております
9 新株予約権と自己株式の取得を同時に決議した理由は？	<ul style="list-style-type: none"> 当社が今後も着実に成長していくために、既存事業強化・生産性向上のためのDX関連投資及び周辺・新分野の事業拡大を中心とした資金ニーズが発生しました。また、事業法人及び金融機関の大株主からの株式売却意向を受けています 売却意向株式を当社が自己株式として取得した上で、当該自己株式を目的とする新株予約権の第三者割当てによる発行及び割当先による新株予約権の行使の結果取得された当社普通株式の市場売却を通じて株式市場に流通させる方法を採用することが、当社株式の需給及び市場価格に与える影響に配慮しつつ応募予定株主の売却意向へ対応でき、さらには当社普通株式の流通比率を向上させ適切な株価形成を促しつつ、流通株式時価総額の向上に資することが同時に達成できる方法として適切であると考えました
10 新株予約権の発行決議から条件決定日まで一定期間を設ける理由は？	<ul style="list-style-type: none"> 本日付の各公表に伴う株価への影響を織り込んだ適正な株価にて発行条件を決定するために、新株予約権の発行決議から条件決定日まで一定期間を設けています
11 新株予約権の下限行使価額を自己株式取得価額とする理由は？	<ul style="list-style-type: none"> 自己株式取得の取得価額よりも低い価額で株式を交付すると、既存株主の不利益となってしまう可能性があることから、自己株式取得に係る取得価額を下回る金額を行使金額として新株予約権が行使されないように下限行使価額を定めています さらに、既存株主の利益への配慮の観点から、下限行使価額が発行決議日の直前取引日の東証終値の50%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げた金額）を下回ることはないように下限行使価額を定めております

安心と喜びあふれる空間を創造する会社



大末建設